

令和2年度 修学旅行（学習旅行）及び宿泊を伴う校外学習について

広野町教育委員会

修学旅行（学習旅行）は、学習指導要領において「平素と異なる生活環境にあつて見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を行う特別活動のひとつである」と位置付けられています。

令和2年度の修学旅行及び宿泊を伴う校外学習については、その教育的意義を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行いながら、2学期より下記の点を基本として実施することとします。ただし、今後の感染状況によっては、教育委員会が中止を要請する場合があります。

1 基本的な考え方

- (1) 今後の感染状況により、中止となるリスクがあることを踏まえた上で、実施できる可能性が高い計画とすること。
- (2) 旅行先で児童生徒・教職員に発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応（搬送・隔離・付き添い・迎え等）を十分に考慮して計画すること。
- (3) 旅行先の選定にあたっては、上記の場合に必要な対応を取ることが困難な地域は避けること。
- (4) すでに計画を策定中であっても、旅行先変更や行程の見直し、日程の変更及び短縮などについて十分に検討を行うこと。

以上の考え方を基に、旅行先で発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応等を児童生徒・保護者に説明した上で、各学校においてアンケートなどを通して、児童生徒・保護者の意向を十分に踏まえ、実施することとする。

2 留意事項について

各学校は、下記の①～④をすべて満たすことを確認した上で、3週間前（通常は2週間前）までに「実施届」を教育委員会事務局に提出する。

- ① 広野町及び旅行先（すべての滞在先）の感染レベルがともにレベル1^{※1}であること。
- ② 政府もしくは福島県及び旅行先（すべての滞在先）の自治体から移動自粛^{※2}や休業要請または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- ③ 保護者に対して参加同意書を取り、概ね9割以上の同意が得られること。
- ④ 「下記3」の感染防止対策^{※3}が講じられていること。（実施計画に明記する）

出発当日まで上記事項を満たさない状況が1つでも発生した場合や出発日時点において当該学年で臨時休業している場合、当該校における修学旅行及び宿泊を伴う校外学習は中止または延期とする。

※1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和2年6月16日）による。

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による。

※3 「実施届」と共に「感染防止対策チェックシート」を提出する。

3 感染防止対策について

各学校は下記のガイドライン等を踏まえ、旅行中の感染防止対策に努める。また、旅行中に感染症が発生した場合を想定し、事前に児童生徒に十分な指導を行い、保護者に対して丁寧な説明を行う。

(1) ガイドライン等

- ① 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」（令和2年6月23日一般社団法人日本旅行業協会）
- ② 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日・5月21日一部改訂 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会，日本旅行協会等）

(2) 具体的な感染防止対策等

① 旅行前

- ・ 毎日の検温を実施し、体調管理に努める。（発熱の症状がある場合は見合わせる）
- ・ 感染症対策のための旅行用持ち物（特にマスクやマスクを入れるビニル袋等）を確認する。
- ・ 既往症がある場合、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性が心配な時は主治医と確認してから旅行に臨めるようにする。

② 移動中

- ・ バスの座席は隣の席を空け、全員がマスクの着用を努め、必要最小限の会話にする。（児童生徒にもその趣旨を確認し、各自実践できるよう指導する。）
- ・ 旅行者（バス業者）を通じて、車内消毒の徹底と定期的に空調による換気を行うよう依頼する。
- ・ バス前方には空席を確保し、体調不良（発熱等）の児童生徒が発生した際にそこで看護できるようにする。

③ 宿泊施設・食事施設

- ・ 施設や浴室、洗面所等、定期的な消毒を行うようにする。
- ・ 食事の際には、可能な限り座席の間隔を開けると同時に、向かい合わせにならないようにする。
- ・ 食事はバイキングや複数で共有する大皿料理は避けるようにする。
- ・ 食事中はマスクを外すが、そのマスクは手持ちのビニル袋に入れて自分で保管する。
- ・ 入浴時間は数回に分けて行い、脱衣場での密集を回避する。
- ・ 就寝時も布団と布団の間隔を可能な限り広く取るようにする。
- ・ 現地での診察体制や感染症発生時の対応について「4発症者発生時の対応例」を参考にしながら各学校内で共通理解を図る。

④ 各訪問場所

- ・ 施設内の見学経路や利用の際に、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じて、施設に対してもできるだけ広い場所を提供してもらえるように依頼する。
- ・ 訪問予定の各施設において、児童生徒の手指消毒の徹底と手洗い・消毒設備の設置を確認する。

(3) 学校から児童生徒への指導等

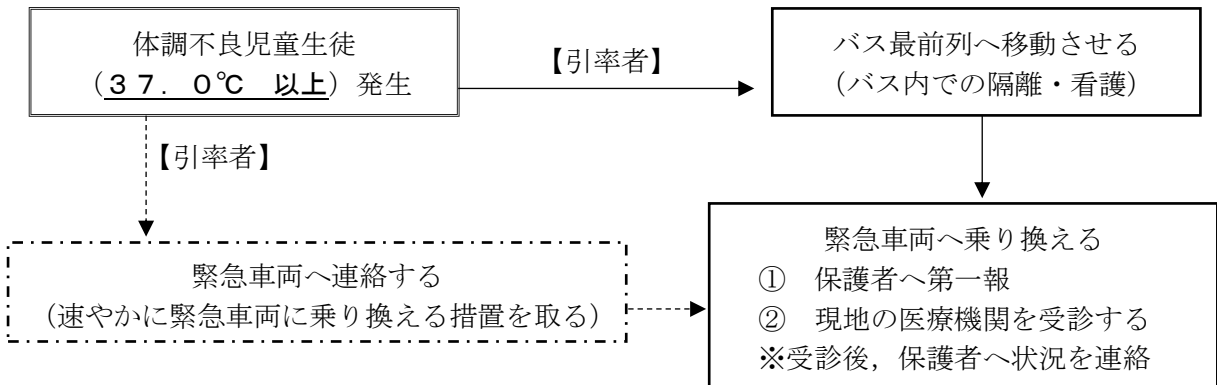
- ・旅行前及び旅行中の朝に検温をし、食事・入浴・就寝時を除いて終日マスク着用を原則とする。ただし、熱中症を防ぐため着用しないことを引率者が判断した場合にはこの限りではない。
(1日1枚を目安にマスクを持参するよう指導する)
- ・班別の行動を行う際には、万が一の感染に備え、訪問した時間と場所を記録することとする。
- ・食事や入浴の際には、マスクをビニル袋に入れて各自保管することとする。そのため、マスクを入れるためのビニル袋(布製も可)を持参する。
- ・旅行中(特に班別行動中や就寝時等)はソーシャルディスタンスを意識しながら、閉鎖された空間で大声を発することのないように心がける。

(4) 保護者への連絡・対応等

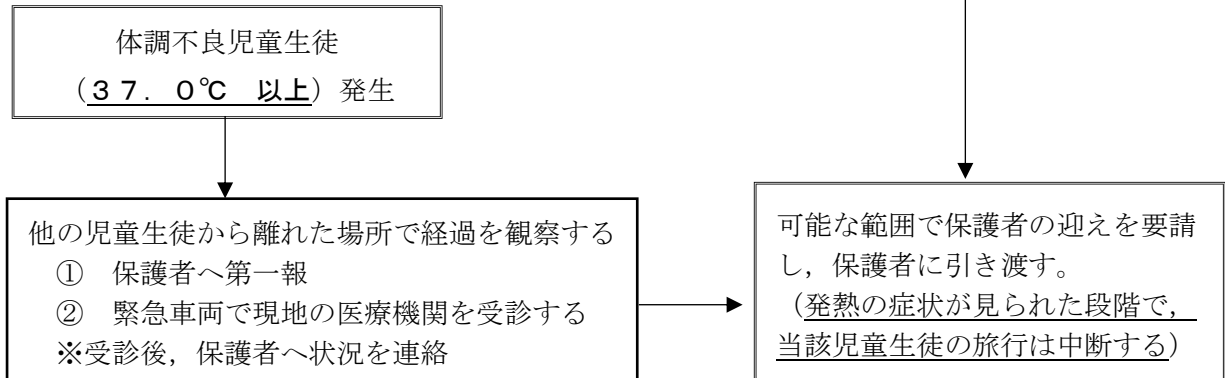
- ・旅行中の発熱や体調不良、けがなどの事態に備え、緊急連絡先を確認する。
- ・アレルギーをもつ児童生徒については、事前のアレルギー調査を依頼する。
- ・事前に旅行中の感染症対策を説明し「参加同意書(承諾書)」を提出してもらう。

4 発症者発生時の対応例

(1) 移動中に発症した場合



(2) 活動中・宿泊中に発症した場合



※ 体調不良児童生徒が発生した段階で、他の児童生徒の健康観察、換気や消毒等を確実に行う。また、体調不良で帰宅した児童生徒に配慮し、誹謗中傷や嫌がらせ等が行われないよう指導する。